

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害児の安全の確保を図るために必要な措置等を講ずるとともに、障害児と保育所等を利用する児童を交流させる場合の従業者の配置基準を緩和し、児童福祉施設の長の権限の見直しに伴う所要の改正をするためのものである。

2 改正の主な内容

- (1) 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 45 号）の一部改正
 - ① 保育所や認定こども園等を利用している児童と指定児童発達支援事業所を利用している障害児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者を、これら児童の保育に併せて従事させることができるものとする。
 - ② 障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所等の設備の安全点検、障がい児等に対する安全指導、従業者の研修及び訓練等に関する事項などについて計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないものとする。【1年間の経過措置期間あり】
 - ③ 指定児童発達支援事業者等が、障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に点呼を行うなど、障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならないものとする。

また、事業者が障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて障がい児の降車の際における所在の確認を行わなければならないものとする。【1年間の経過措置期間あり】
 - ④ 指定児童発達支援事業所の管理者は、障がい児に対し親権を行う場合であって懲戒するとき又は必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え人格を辱める等その権限を濫用してはならないものとする条項を削除する。

3 施行期日

令和5年4月1日（④については公布の日）